

請求する前にもう一度チェックしましょう！（居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導）

チェック1

当該月に訪問診療又は往診を行っていないにもかかわらず、医師・歯科医師による居宅療養管理指導費について、請求していませんか。

医師・歯科医師による居宅療養管理指導は、当該月の訪問診療日又は往診日が算定日となります。請求明細書の摘要欄には、訪問診療もしくは往診日、又はサービス担当者会議に参加した日（参加困難な場合は文書等の交付日）を記入します。

チェック2

医師・歯科医師による居宅療養管理指導費（ ）で、ケアマネジャーへの情報提供をしていないのに減算せずに請求していませんか。

居宅療養管理指導費（ ）は、居宅介護支援事業者への情報提供並びに本人、家族にサービス利用時の留意点等を助言した場合に算定でき、居宅介護支援事業者等への情報提供を行わなかった場合は、1回につき100単位の減算になります。

チェック3

「在宅時医学総合管理料」を算定しているにもかかわらず、居宅療養管理指導費（ ）を算定していませんか。

医師が医療保険において「在宅時医学総合管理料」を当該利用者について算定した場合、当該医師は居宅療養管理指導費（ ）（290単位）を算定することとなります。

チェック4

他の医師が当該利用者について居宅療養管理指導費を算定していないことを確認してから報酬請求していますか。

1人の医師及び1人の歯科医師のみが1月に2回を限度に算定できます。例外的に、主治医がやむを得ない事情で訪問できない時には、同一医療機関の医師・歯科医師が代わりに訪問して指導した場合も算定できます。

チェック5

医療機関の薬剤師が、医師・歯科医師の指示に基づいて居宅へ訪問を行っていないにもかかわらず、報酬請求していませんか。

医師・歯科医師の指示に基づき利用者宅を訪問して、薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況の確認等の薬学的管理指導を行い、指導内容の記録を作成及び医師・歯科医師へ報告した場合に報酬が算定できます。

チェック6

薬剤師による居宅療養管理指導を月2回以上行う場合、がん末期患者を除いて、算定する日は6日以上間隔をあけていますか。

薬剤師による居宅療養管理指導費を月2回以上算定する場合にあっては、その間隔は6日以上とします。なお、がん末期患者については、週2回かつ月8回に限り算定できます。

チェック7

麻薬の投薬が行われている利用者に、服用・保管の指導や鎮痛効果・副作用の有無の確認することなく、麻薬管理指導加算を算定していませんか。

麻薬管理指導加算を算定するには、麻薬の投薬が行われている利用者に対し上記の指導・確認を行ったうえ、その内容について医療機関の薬剤師の場合は薬剤管理指導記録に、薬局の薬剤師の場合は薬剤服用歴に記録する必要があります。

チェック8

管理栄養士が30分以上必要な指導を実施していないにもかかわらず、報酬請求していませんか。

管理栄養士が報酬を算定するには、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して栄養ケア計画を作成・交付し、当該計画に従った栄養管理に係る情報提供、栄養食事相談又は助言を30分以上行った場合に算定します。

チェック9

歯科衛生士等が1人の患者に対して20分以上必要な指導を実施していないにもかかわらず、報酬請求していませんか。

歯科衛生士等が報酬を算定するには、歯科医師の指示に基づき、管理指導計画を作成・交付し、1対1で20分以上療養上必要な実地指導を行う必要があります。単なる日常的な口腔清掃など療養上必要な指導に該当しない場合には算定できません。

チェック10

歯科衛生士等が居宅療養管理指導を行った日が、指示をした歯科医師の訪問診療の日から起算して3月を超えているのに報酬請求していませんか。

歯科衛生士等が行う居宅療養管理指導は指示を行った歯科医師の訪問診療の日から起算して3月以内に行われた場合に算定します。

報酬

医師 歯科医師	居宅療養管理指導費 ()	500単位	主治の医師・歯科医師は、それぞれ月2回を限度に主たる管理指導を行った訪問診療日・往診日に算定する。 ・居宅療養管理指導費()については、指定居宅介護支援事業者等に対する情報提供並びに利用者、家族への指導、助言を行った場合に算定し、指定居宅介護支援事業者等への情報提供を行わなかった場合には、1回につき100単位を減算する。 ・居宅療養管理指導費()については、指定居宅介護支援事業者等に対する情報提供を行った場合に算定する。
	居宅療養管理指導費 ()	290単位	
薬剤師	病院・診療所	550単位 300単位 (3回目以降)	薬剤師は、医師・歯科医師の指示に基づき(薬局薬剤師は薬学的管理指導計画を策定し)薬歴管理・服薬指導等を行った場合に、月2回(薬局薬剤師は4回)を限度に、複数回のときは6日以上の間隔をあけて算定する。ただし、がん末期患者については、週2回かつ月8回に限り算定できる。
	薬局	500単位 300単位 (2回目以降)	
管理栄養士		530単位	管理栄養士は、特別食を必要とする利用者又は低栄養状態にあると医師が判断した者に対して、医師の指示に基づき利用者の居宅を訪問し、栄養ケア計画を作成して、栄養管理に係る情報提供、指導又は助言を30分以上行った場合に、月2回を限度として算定する。
歯科衛生士 等		350単位	歯科衛生士等は、歯科医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問し、管理指導計画に従い、療養上必要な実地指導を1対1で20分以上行った場合に、月4回を限度に算定する。実地指導が単なる日常的な口腔清掃など療養上必要な指導に該当しない場合は算定できない。

医療保険との給付の調整

居宅療養管理指導に相当するサービスは医療保険では算定できません。		
診療報酬点数表等の項目		医療保険での算定
内科診療報酬	診療情報提供(1)の注2、注3	同一月に医師による居宅療養管理指導費が算定されている場合は算定不可
	在宅患者訪問薬剤管理指導料 在宅患者訪問栄養食事指導料	算定不可
歯科診療報酬	診療情報提供(1)の注2 歯科口腔衛生指導料 歯周疾患指導管理料 歯科特定疾患療養管理料	同一月に歯科医師による居宅療養管理指導費が算定されている場合は算定不可
	老人訪問口腔指導管理料 訪問歯科衛生指導料 在宅患者訪問薬剤指導管理料	算定不可
	歯科衛生実地指導料	同一月に歯科衛生士による居宅療養管理指導費が算定されている場合は算定不可
調剤報酬	薬剤服用歴管理料 薬剤情報提供料 長期投薬情報提供料 後発医薬品情報提供料 調剤情報提供料 服薬情報提供料	同一月に薬剤師による居宅療養管理指導費が算定されている場合は算定不可
	在宅患者訪問薬剤管理指導料	算定不可